

## 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（66）

2017年2月15日

小田中聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

本稿では 2016 年 3 月に生じた事象を、Ⅰ 戦争政策問題及び反対運動、Ⅱ 沖縄問題、Ⅲ 原発と核兵器の問題、Ⅳ TPP と人民の暮らし、を取り上げる。

### Ⅰ 戦争政策問題と反対運動

（一）2016 年 2 月 29 日の衆議院予算委員会で笠井亮議員（共産党）は防衛省の内部文書を暴露した。同文書は、凡そ次のようなものである（3 月 1 日赤旗）。

①同文書は、いわゆる「駆け付け警護」の内容を検討した文書である。

④同文書は、PKO に参加した他国部隊や文民要員が離れた場所で武装集団に襲われた場合などに自衛隊が救出に向かう、いわゆる「駆け付け警護」につき、市街地での銃撃戦や暴動に自衛隊が加勢するケース

（退避支援型）に加え、屋内に拘束された人質を救出するケース（人質救出型）を想定し、さらに後者（人質救出型）では従前の「自己保存型」を超える、「任務遂行型」の武器使用権限を「不可欠」と位置づけ、同文書「イメージ図」には人質救出型の詳細な内容が記されている。それによれば、人質とともに武装集団がたてこもった建物内へ、自衛隊の部隊がヘリコプターや閃光手榴弾を使いながら、4 班に分かれて隠密に「突入」を開始し、狙撃情報要員は離れた位置から相手の見張り役を「必要により狙撃・射殺」し、武装集団がすでに

5 人ほど血を流して横たわっている状況が生々しく描写されている。さらに建物外には、作戦によって負傷した自衛隊一人と人質一人に応急手当が施されている姿も描かれている。

②同文書の問題点は、①「駆け付け警護」の実体が急襲作戦であり、②殺すか、殺されるかの戦闘行為であること、③「駆け付け警護」などの新任務を与えられているのが、アフリカ・南スーダン共和国の PKO であり、南スーダンでは戦闘状態が拡大していることである。笠井議員によれば、2 月 17 日～18 日にかけて南スーダン北東部マラカルの国連保護施設で起きた武力衝突で 18 人以上が死亡、多数の負傷者が出ており、国連安保理事会が同国政府軍の関与を認める声明を出す事態に至っており、同地を視察した国連人道問題調整事務所の幹部が「戦闘は新たな地域にも拡大している」と述べ、自衛隊の駐留する首都ジュバの近くまで衝突が広がっていることが指摘されている（笠井議員）。⑤そして、笠井議員によれば、「首都ジュバでもマラカルの事件に対する抗議デモが行われ、市街地の内外で民族間の緊張が続いており、内戦と武力衝突で敵と味方の区別が難しい

紛争の現場で、自衛隊が戦争法で任務を拡大すれば、戦争の当事者になるのは避けられない」と批判し、いま日本のやるべきは、「人道支援の強化、和平への働きかけ、不安定な統治機構の改善など、憲法 9 条に基づく非軍事的貢献を真剣に考えることだ」と主張した。④そして同氏は、集団的自衛権を容認した閣議決定の撤回、野党 5 党が共同提出した戦争法案の速やかな審議入り・成立を要求した。

(2) では笠井議員の追及に対し、安倍首相はどう答弁したか。

「①戦闘行為に参加するものではないこと、②北部等では散発的な衝突が発生している模様だが、ジュバの情勢は平穏だ」と答弁した。

(3) 以上述べた事実で重要なのは、日本が戦争法に基づき他国間の内戦・紛争に武力で介入し、紛争を拡大する結果となる事実であり、自衛隊員の命 (いのち) を軽んじていることである。

(4) ①3月1日、安倍首相は、緒方林太郎衆議院議員の質問に対し、「集団的自衛権においては、我が国は憲法上の制約があつて限定的行使になっていることを平和安全法制 (いわゆる戦争法一注筆者) でお示ししている」としたうえで、「国際法上持っている権利は行使できるという考え方のもとにわれわれは憲法改正草案で示している」と答弁し、「改憲は自民党の党是」であり、改憲の具体的内容については「もうすでに草案を示している」と答弁した (3月2日赤旗)。

②この答弁の持つ意味は、①「限定行使になっている」との答弁にはごまかしがあることである。先に述べた南スーダンの例

を参照。⑤憲法改定の狙いが集団的自衛権の全面的な容認であることである。

(5) ①3月2日、安倍首相は、参議院予算委に於いて、民主党大塚耕平議員に対する答弁で、明文改憲について「在任中に成し遂げたい」と述べた (3月3日赤旗)。

②この発言は改憲に向けた安倍首相の強い意欲の現れであるが、恐らくその目論見通りにはいかないであろう。野党共闘、そして市民運動のうねりの中で、改憲発議すらし得ないであろう。

(6) ①3月7日から8日にかけて、米海兵隊の垂直離着陸機 MV22 オスプレイ 3機が横田基地に飛来した。普天間基地以外の、米本土からカリフォルニア州の海兵隊基地所属機が飛来したのは初めてのことである。

今回飛来した3機は、太平洋、中東での作戦行動にあたる強襲揚陸艦ボクサーを中心とした第十三海兵遠征隊に配属されており、第十三海兵遠征隊は、2月27日に“西太平洋からインド洋にかけて”を責任地域とする第七艦隊の指揮下に入り、日韓合同演習 (7日~18日) の一環で実施する米韓豪・ニュージーランドの多国間共同揚陸演習「サヨン (双竜) 2016」に参加することを予定しているという (3月9日赤旗)。

そして南関東防衛局は、15日にオスプレイ 2機が東富士演習場で離発着訓練を実施する可能性があると発表した。

②この事実は日本本土の様々なところがオスプレイの基地となることを示している。

(7) ①3月13日、安倍首相は、東京都内で開かれた自民党大会で戦争法問題に

ついで大要次のように述べた（3月14日河北新報、赤旗）。「今年は自民、公明両党の連立政権対民主・共産両党の『民共勢力』の闘いになる。…民主党は、共産党と共に平和安全法制（註筆者一戦争法）を廃止しようとしている。廃止されれば、国民のために強化された日米同盟の絆は大きく損なわれる……野党はアベノミクスが失敗したと批判しているが、それが間違っていることは数字が証明している……日本の農水産業は守るという約束は必ず果たす」と述べた。そして大会は、「憲法改正、TPP推進、原発再稼働」を掲げた2016年運動方針を採択した。

②安倍首相の心境は、野党が共闘をすることにむき出しの敵意と恐怖心を抱いていることである。

(8) ①3月14日、憲法研究者有志

(賛同者は同日時点で96人)は、国会内で記者会見を行い、文科相発言に抗議し撤回を求める声明を発表した(3月15日赤旗)。

②声明の大要は次のようなものである。

昨年6月に安倍内閣の下村前文科相が、国立大学の入学式、卒業式で国旗掲揚、国歌斉唱の実施を各学長に「要請」したことにつき馳現文科相が記者会見(2月23日)で「恥ずかしい」と批判したことに対し、馳氏の発言が「岐阜大学を名指しで批判した」ことについて「事実上の強制力を有すると評価せざるをえず…国立大学の自律的な判断を否定しようとするものであり、憲法23条の大学の自治の趣旨に反するもの」という声明である。

③記者会見で成沢孝人信州大学教授は、「学問の自由、大学の自治を保障した憲法23条の規範が、時の権力者によって破ら

れようとしている。私たち研究者は自らの存立根拠が脅かされ、いてもたってもいられない」と述べた。

③私も全く同感である。もともと「国旗及び国歌に関する法律(1999年制定)」には強制条項はないのである。

(9) ①オスプレイ(垂直離発着機)の

「定期機体整備」拠点の工事が陸上自衛隊木更津駐屯基地で始まっている(3月16日赤旗)。工事は12月28日迄の予定で、経費は日本の負担であり、整備場が完成すると沖縄の海兵隊普天間基地のMV22オスプレイ24機が木更津に飛来し、一機当たり3~4ヶ月かけて分解整備を行い、対象は年間5~10機である。常時3,4機が木更津に駐機することになるが、この措置は、昨年9月暴露された自衛隊内部文書では、自衛隊制服組トップの河野克敏統合幕僚長が2014年の訪米時に米軍最高幹部と会談し、その中で、安倍内閣で軍事予算が増加傾向にあるため、次期戦闘機F35無人機グローバルホーク、オスプレイなどの自衛隊導入が決まったと報告するとともに、F35だけでなく、“オスプレイのリージョナルデポ(定期整備拠点)についても日本に置いていただけるとさらなる運用の向上になる”と要請した。赤旗の分析によれば、このことが米軍による木更津整備拠点化の表明につながった可能性が大であるという。

②3月15日、オスプレイの離発着訓練は、自衛隊東富士演習場でも行われた。

③3月15日、米軍厚木基地にオスプレイ一機が岩国基地から飛来した。

④3月14日、米海軍横須賀基地にイージス艦バリーが入港し配備された。

⑤これらの事実は、首都圏も、米軍の最新鋭兵器が自由に離発着できる米軍基地と化している実態を示すものである。

(10) 3月16日、衆院外務委員会で、笠井議員(共産党)の質問に対し、若宮防衛副大臣が、第一空挺団を除いて、南スーダンに司令部、司令部付隊、第一ヘリコプター団、中央特殊武器防護隊、国際活動教育隊、中央即応連隊、対特殊武器衛生隊の派兵実績があると答弁。さらに南スーダンの自衛隊「施設隊」は、指揮系統だけでなく、部隊編成でもCRF(陸上自衛隊・中央即応集団)が全面関与している実態が明らかにされたのである。

(11) ①現在、宇宙の軍事化の実態が解明されつつある。日本で宇宙開発を担っているのは、国立研究開発法人・宇宙航空研究開発機構(JAXA)である(3月18日赤旗)。

宇宙利用につき、日本では非軍事に限定していた。1969年の宇宙開発事業団法で、「平和の目的に限り」と明記しており、また同年の衆院本会議でも、宇宙利用は非軍事に限定すると決議した。ところが歴代政府は、この縛りをなし崩しにして、1998年には情報収集衛星(軍事スパイ衛星)の開発に着手したのである。

そして2008年に制定された宇宙基本法には、「わが国の安全保障に資する」との一文が目的に盛り込まれ、2012年のJAXA法「改悪」では「平和の目的に限り」という文言が削除された。

さらに安倍内閣は2013年に策定した国家安全保障戦略には、宇宙空間について「安全保障分野での活用」を推進するとし、そのなかでも「特に情報収集衛星の機能の拡充と強化を図る」とした。

さらに2015年1月の第三次宇宙基本計画は、宇宙政策の目標の第一に「宇宙安全保障の確保」との一文を明記し、同年12月に発表された「工程表」は、情報収集衛星を4機体制から10機整備体制に拡充することを掲げたのである。

②しかし、情報収集衛星が取得した情報は「特定秘密」とされ、非公開とされており、仮に公開しなければならない場合(例えば大規模災害の場合)でも加工処理した画像を公開するため画像が不鮮明なものになるのである。

③そもそも宇宙開発を軍事目的に利用することはあってはならないことである。自然科学者は、この計画に協力・推進することを拒否すべきである。

しかも宇宙軍拡は、2015年4月改定の日米新ガイドラインは初めて宇宙に関する日米協力を盛り込んだ。

つまり宇宙軍拡は、アメリカの要求であり、日本衛星は、米戦略の補完するものである(3月19日赤旗)。

(12) 3月18日、横島祐介内閣法制局長官は、参院予算委で、核兵器の使用の問題について次のような見解を示した(3月19日赤旗)。

①憲法上、あらゆる核兵器の使用が禁止されているとは考えていない。②核兵器に限らず武器の使用は国内法上、国際法上の制約がある。③また我が国を防衛するた

めの必要最小限度を超える海外派兵は許されないとも述べた。

④つまり、限界があるものの、核兵器の使用と海外派兵を認めたのである。

(13) 3月18日、文科省は来年(2017年度)4月から主として高校一年生が使う教科書検定の結果を公表した(3月19日赤旗)。“政府見解に基づいた記述を”などとする基準改定後、高校教科書としては初の検定である。その検定の内容の主な点を記す。

①集団的自衛権の行使容認については、「現代社会」と「政治・経済」を申請した12点すべてが掲載した。②「現代社会」のある教科書では「平和主義を国是としてきた日本が世界のどこでも戦争ができる国になるかもしれないね」という記述について「生徒が誤解するおそれのある表現」とする検定意見がついた。そして「平和主義の在り方が大きな転換点を迎えているといえる」と修正された。③別の「現代社会」教科書では、「積極的平和主義」について“憲法解釈を変更し、広範な地域で自衛隊の活動を認めようという考え方」としている記述に“生徒が誤解する“という検定意見がつき、「国際社会の平和と安全および繁栄の確保に、積極的に寄与していこうとするもの」などに修正された。④また別の「現代社会」教科書では「憲法第九条の実質的改変」というサブタイトルに検定意見がつき、「自衛隊の海外派遣」に変更された。

⑤これらの変更は、何れも、安倍首相の主張に沿うものである。

なお、教科書の検定基準が改定されたのは2014年1月文科省が改定したのである。そして昨年度(2015年度)には中学教科書の検定がなされ、高校教科書では今回が初めてである。

なぜ安倍首相の意に沿う検定になるのか。それは、①文科省から独立した公平な検定制度が欠けており、文科省が検定するからである。②教科書会社も、「不合格」にならぬよう「自主規制」を行うからである。③文科省が教科書会社に対して有形・無形の圧力をかける“からである。

⑥そもそも、検定制度は、廃止すべきものである。

(14) ①3月22日、安倍政府は、その日の閣議で「戦争法」施行日を3月29日とする決定を行った(3月23日赤旗)。

閣議では、「戦争法」施行に必要な26本の政令改定を決定した。その中には、自衛隊から国連平和維持活動(PKO)に司令官を派遣するための自衛隊法施行令が含まれている。

②赤旗の分析によれば、戦争法施行で可能になるPKOでの「駆け付け警護」や「宿营地共同防衛」などについては、当面は任務追加を見送る方針だが、防衛省は自衛隊員PKOでの武器使用基準緩和に関するものを含む訓令約40本についても、29日の施行に合わせて順次整備を開始する。そしてあらたな武器使用基準では初めて「自己防衛」を超える「任務遂行」のための武器使用が可能になるという(3月23日赤旗)。

③これらの事実、「戦争法」の実施状況が着々と進められていることを示すものである。

(15) 次に「秘密保護法」の「適性」調査の問題について書くことにする。

①3月22日、「赤旗」の入手した書類（「適性評価」の際、調査対象の本人が記入する「調査」や「同意書」などの関係書類）によれば、次の事実が判明した。

「調査」は、職員本人の職歴や学歴、国籍など40項目にわたって記入するものである。しかも本人のみならず親族や配偶者などの記載が求められるものである（拙著「国防保安法の歴史的考察と特定秘密保護法の現代的意義」（2014年）425頁以下参照）。

40項の秘密調査それ自体も人権を脅かす危険な調査であるが、ここで問題とするのは、「精神疾患」の調査である。「調査」では、「過去10年以内に、統合失調症、躁うつ病、薬物依存症、アルコール依存症その他の精神疾患に関し、治療又はカウンセリングを受けたことがありますか」と尋ねており、付記された説明文には「必要な場合には、医療機関等に照会した上で、具体的症状治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、特定秘密を漏らすおそれがないかどうか判断されます」とあり、この項目についての内閣官房の逐条解説には、「一定の精神疾患の症状が見られたりするという事実は、自己を律して行動する能力が十分でない状態に陥るかもしれないことを示唆しており、特定秘密を漏らすおそれがあると評価し得る」としている。

②このことは、精神障害について自他共に悩んでいる人々をひとしなみに情報漏洩する危険人物視するものであり、不当で乱暴な考え方である。

③なお、「適性評価」については、日本精神神経学会が「特定秘密法」の施行前（2014年12月）までに2回にわたり反対声明が出されている。

「（調査に医学的根拠がまったくないとしたうえで）杜撰な認識で法が成立し、かつそれによって調査されるなどということは許されることではない」と批判しているのである。なお、昨年（2015年）12月時点で「適性評価」の対象者は、9万7560人である（政府発表）。

(16) 3月24日、7爆音訴訟弁護団（全国6ヶ所の米軍・自衛隊基地で闘われている）は、「全国基地爆音訴訟弁護団連絡会」を結成した。米軍機、自衛隊機の飛行差止め判決の獲得と、爆音被害の早期根絶に向けて連携を強めるため結成されたのである。7訴訟弁護団、第5、第6次小松基地爆音訴訟、第4次厚木爆音訴訟、第2次新横田基地公害訴訟、第9次横田公害訴訟、第3次嘉手納基地爆音差止訴訟、第2次普天間基地爆音訴訟、岩国爆音訴訟の弁護団で構成され、共同代表は7訴訟弁護団長がつとめる組織である。

その中で、第2次普天間爆音訴訟は、3月24日、那覇地裁沖縄支部で結審した。最終弁論で、弁護団は、普天間基地が住民の土地を奪って形成された歴史的経過や睡眠妨害をはじめとする健康被害の実態について陳述し、また「オスプレイなどが発す

る低周波が加わることで被害が大きくなった」と指摘し、そして飛行差止めの必要性を指摘した。

結審後の会見で、原告団島田団長は、住民の平和的生存権を保障するためにも「危険性を容認しない」との決意を表明した。弁護団の加藤事務局長は、「国は被害の深刻さを率直に受け止め、飛行差止めの手段を行使しなければならない。……夜間は40デシベル、昼間は65デシベルを超える騒音が住民に到達することを禁じるよう求めている」と述べた(3月25日赤旗)。

(17) 2016年3月29日、戦争法が施行された。

①戦争法の本質については、これ迄も書いてきたが、施行の現時点で改めて整理すれば次の点を指摘すべきである。

①第一に、集団的自衛権を認めたことである。

②自衛隊をアメリカの従属した部隊に名実共に変質させ、深化させたことである。

③自衛隊を世界中の全ゆる地域に派兵することが出来るようになったことである。

④自衛隊を「殺人集団」に変質させたことである。

⑤究極的に、戦争法は、侵略性を内包した日米軍事同盟を強化するものであり、日米の軍事一体化である。

⑥戦争法は、総じていえば、日本の国家体制、政治社会体制、経済社会体制、教育・文化社会体制の隅々まで軍事優先体制に変えるものである。

⑦結論的には、平和憲法、自由、平等、人権、人民の福祉などを保障した戦後民主主義の全面的否定こそ戦争法の本質である。

⑧私たちに、「戦争法」廃止の責任があると考えます。

(18) ①2016年3月30日、PKO(国連平和維持活動)で南スーダンに派遣された陸上自衛隊第5次隊の宿営地に「着弾」とされる銃弾を、陸上自衛隊福知山駐屯地(京都の福知山市)で展示されていたことが30日判明した。

銃弾が展示されていたのは駐屯地内の史料館で、「日本隊宿営地に着弾した4.55mm不発弾」と説明書きがあり、時期は、2013年12月16日未明とされている。宿営地がある首都ジュバでは2013年12月6日午前1時過ぎ、政府軍と反政府軍との武力衝突があり、複数の自衛隊員が銃声を断続的に聞いたが、着弾は確認されていないという。同駐屯地によると、陸自第5次隊(400人)に同駐屯地から約100人の隊員が派遣されていた(3月31日赤旗)。

②そして当時派遣された陸上自衛隊第5次隊は、2013年12月15日から2014年5月まで宿営地を拠点にジュバで道路整備に当たっていた。南スーダンでは2013年12月から内戦が激化し、2014年1月上旬には宿営地付近で銃声が響き、第5次隊の隊員全員に武器の携行命令が出たのである(3月31日河北新報)。

③2016年2月4日の衆院予算委で、志位委員(共産党)は、「南スーダンでは現瞬間も武力紛争が続いている」と追及したが、政府は、「南スーダンはおおむね平穏であり、停戦合意などのPKO五原則は守られている」と答弁した(3月31日赤旗)。

④これらの事実が示していることは、第一に、自衛隊 PKO 派遣とは、自衛隊員が戦地で戦闘行為に巻き込まれるか、または自ら進んで戦闘行為を行っていることである。

第二に、PKO なるものが、法律上は、国連による平和維持活動に資する目的で平和協力業務を行うために紛争当事国に自衛隊を派遣するのが基本的目的である筈のものが、日本政府の方針如何では、逆に紛争を拡大化し、単なる紛争を大規模な戦争に化してしまうという逆の役割を担うものに転嫁するおそれの大きいものであることである。

(19) ①2016年3月30日、特定秘密保護法について、衆参両院の情報監視審議会は、政府が2014年に指定した特定秘密に関する年次報告書を議決し、両院議長にそれぞれ提出した。これは2014年12月の法施行後、初の報告書である(以下、3月31日河北新報による)。

②その主な内容は次の通りである。衆院審査会の報告書は、「特定秘密について秘匿の必要性は理解しつつも立法府に対する政府の説明責任について一層の改善を強く求める」と明記し、特定秘密の概要をリスト化した「特定秘密指定管理簿」の記述が抽象的であったとして、統一方針の策定など6項目の改善意見を付けた。そして特定秘密の保存期間満了前に秘密文書を廃棄する時は内閣府の独立公文書管理監がチェックするとともに、管理監が審査会への定期報告を検討することを求めた。さらに今後の課題として、国家安全保障会(NSC)

4大臣会合の情報開示について検討を重ねる必要があると指摘した。

参議院の報告書は、審査会が秘密指定に疑義があると判断した場合、必要な資料を提供するよう要請した。

衆院審査会は、報告書で議事録を一部公開したが、参院側は非公開だった。……を要求したのに対し、参議院の議事録では、審査会委員がNSC4大臣会合の議事録開示を要求したのに対し、政府が「慎重に検討する」と拒否していたことが分かった。

③この文書問題が明らかにしたことは、第一に衆参両報告書が特定秘密指定のチェック機能を果たしていないことである。このことは、指定の適否の問題を「説明責任」にすり替えたことで明らかである。第二に、NSCの秘密の壁を打ち破れなかったことである。NSCの議事録の公開を政府は拒否したのである。第三に、秘密は秘密を生み出し、その秘密は必ず暴露される。このことは歴史の法則である(例えばベトナム戦争の際の「ペンタゴンペーパー」のように)。

(以下次号。次号は「(二)戦争政策に対する反対運動」です。)